

財務省告示第三百三十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十年度の初日から平成二十年十月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十年十一月二十八日

財務大臣 中川 昭一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十年度の初日から平成二十年十月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別
表第一の六の項名

五	四	三	二	一	輸入数量
					・五三トン トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一三	一一	一	九	八	七	六	二トン
五七トン	四三七トン	九、八九七トン	八九、四二トン	四八六トン	一一四トン	三、二、三六一トン	七八三、	八五トン	三、六七三、	六九六トン	四六、四一九トン	一三、六二三トン	一一、三五トン	一三、六八九トン	一三、六六トン	一・六トン

二九	一八	二七	一六	一五	一四	一三	一三	一一	一七、五七九トン
六三 トン	ト ン	六、九九四 トン	四、 六七 トン	ト ン	二六 トン	三、 七二二 トン	一八五 トン		